

第2章 こどもや若者、子育て当事者をめぐる状況

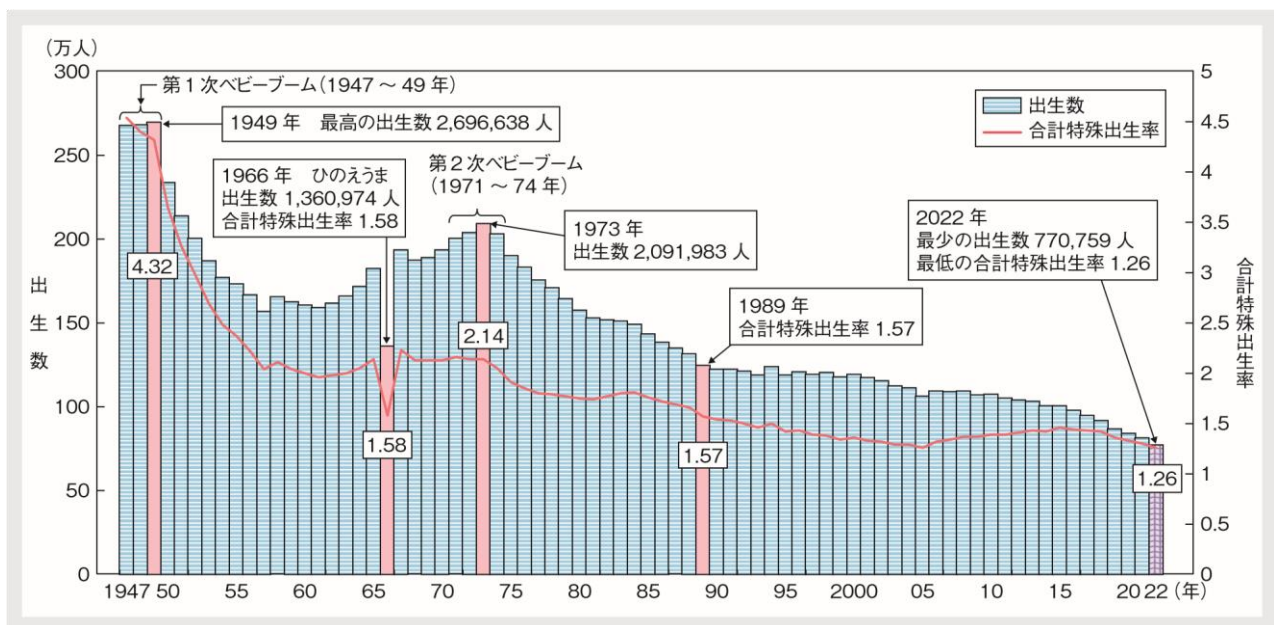
1 国の状況

(1) 出生

令和4（2022）年の出生数は77万759人で、統計を開始した明治32（1899）年以来、最少の数字となり、80万人を割りました。第1次ベビーブーム期（昭和22（1947）～昭和24（1949）年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46（1971）～昭和49（1974）年）には約210万人でしたが、その後減少を続け、こどもの数はピークの3分の1以下にまで減少しました。

合計特殊出生率の推移を見ると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下し、令和4（2022）年には1.26と過去最低となりました。

（図表）出生数と合計特殊出生率の推移

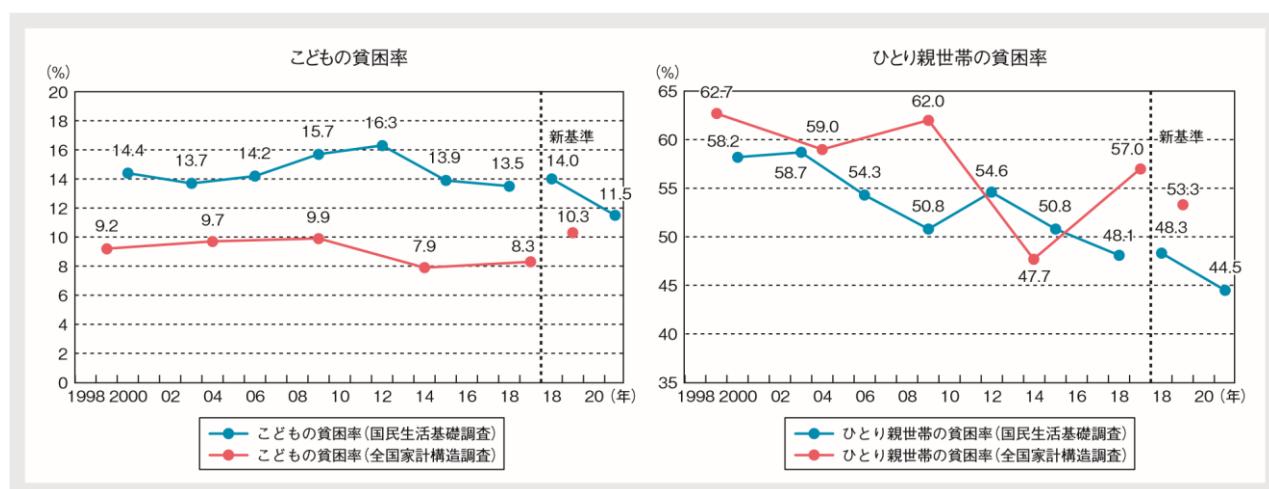


（出典）厚生労働省「人口動態統計」（確定数）

(2) 貧困率

国民生活基礎調査に基づく、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は 11.5% となっており、特にひとり親世帯の貧困率は 44.5% と高い状態です。ひとり親世帯では、食料が買えなかった経験がある割合が 21.1%、衣服が買えなかった経験がある割合が 19.0% と、こどもがいる全世帯（それぞれ 12.1%、13.8%）と比べて高くなっています（国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（令和 4（2022）年）よりこども家庭庁算出。）。

(図表) こどもの貧困率及びひとり親世帯の貧困率



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」を基に作成。

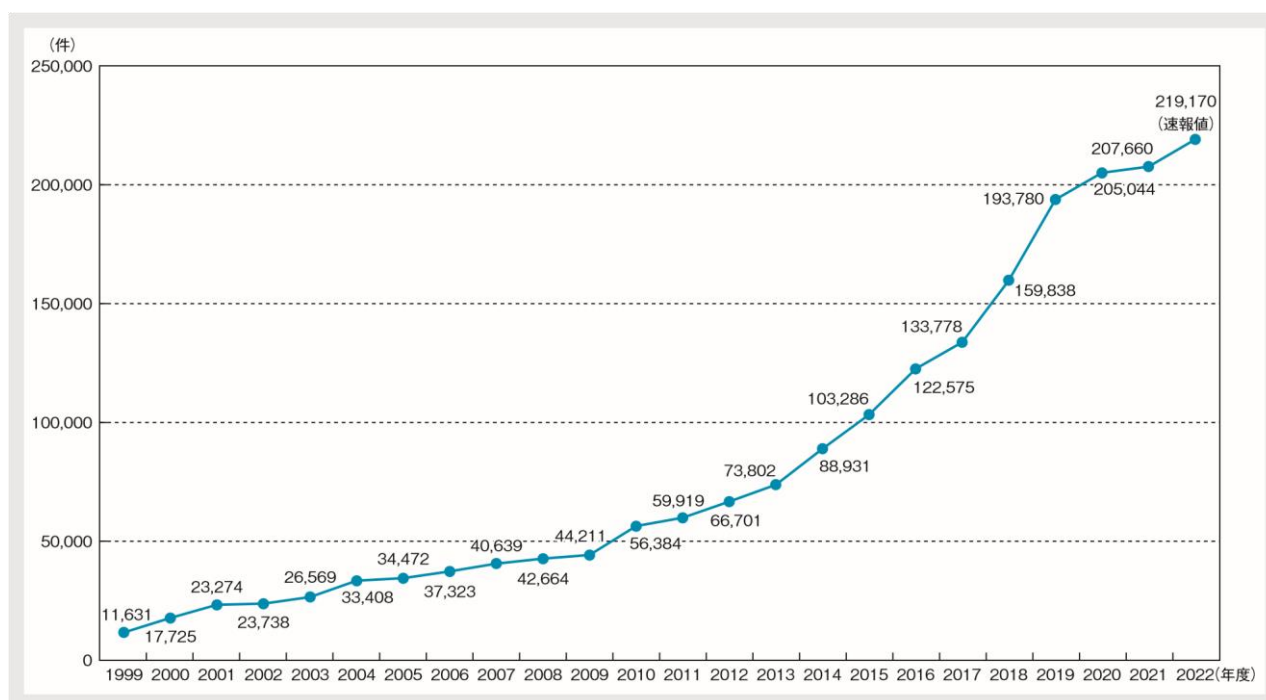
(注) 「国民生活基礎調査」における「新基準」の平成 30（2018）年及び令和 3（2021）年の数値は、平成 27（2015）年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

「全国家計構造調査」における「新基準」の令和元（2019）年の数値は、平成 27（2015）年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

(3) 児童虐待相談対応件数

令和4(2022)年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数(速報値)は、21万9,170件と過去最多となっており、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)制定直前(平成11(1999)年)の約19倍まで増加しています。

(図表) 児童虐待相談対応件数の推移



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」(令和4(2022)年度の速報値については、こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ)

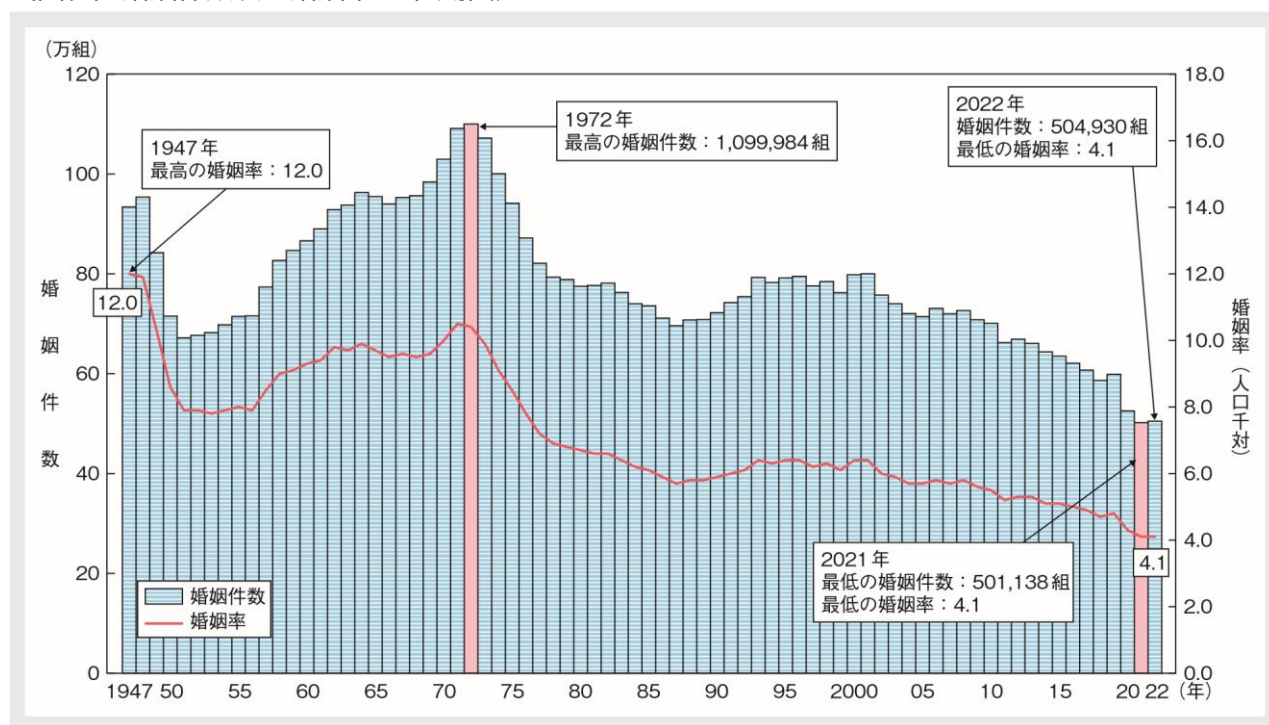
(注) 平成22(2010)年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

(4) 結婚

少子化の主な原因は、女性人口の減少、未婚化と晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）、有配偶出生率の低下です。

我が国の婚姻件数を見ると、第2次ベビーブーム期には年間100万組を超え、婚姻率もおおむね10.0以上でしたが、その後減少し、令和4（2022）年には婚姻件数は50万4,930組、婚姻率は4.1と半分程度となっています。

（図表）婚姻件数及び婚姻率の年次推移

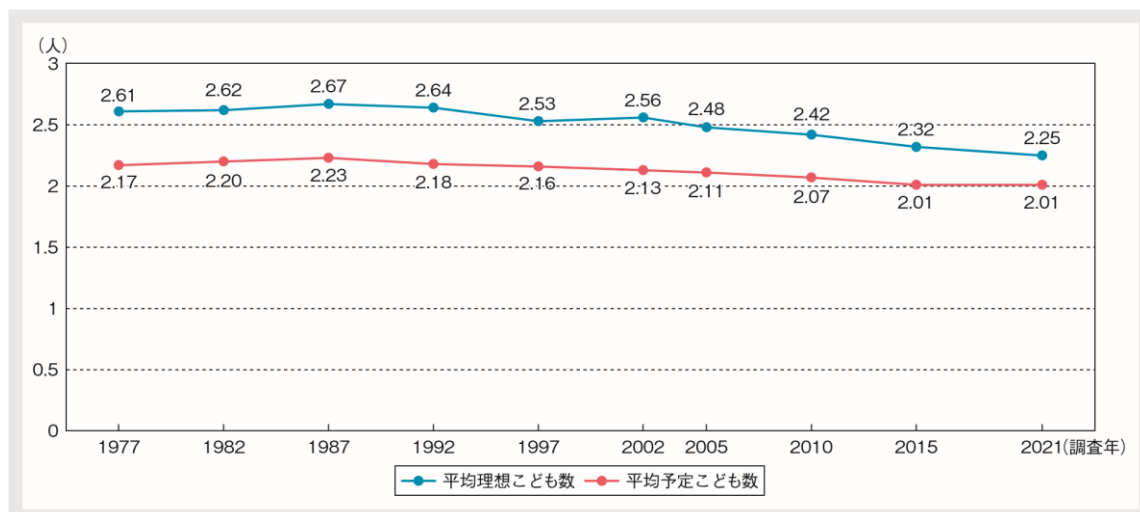


（出典）厚生労働省「人口動態統計」（確定数）

(5) 妊娠・出産

夫婦の理想的なこどもの数（平均理想こども数）は、2000年代以降、緩やかに低下してきており、昭和52（1977）年の2.61から令和3（2021）年には2.25となっています。また、夫婦が実際に持つつもりのかどもの数（平均予定こども数）は、昭和52（1977）年の2.17から令和3（2021）年には2.01となっています。

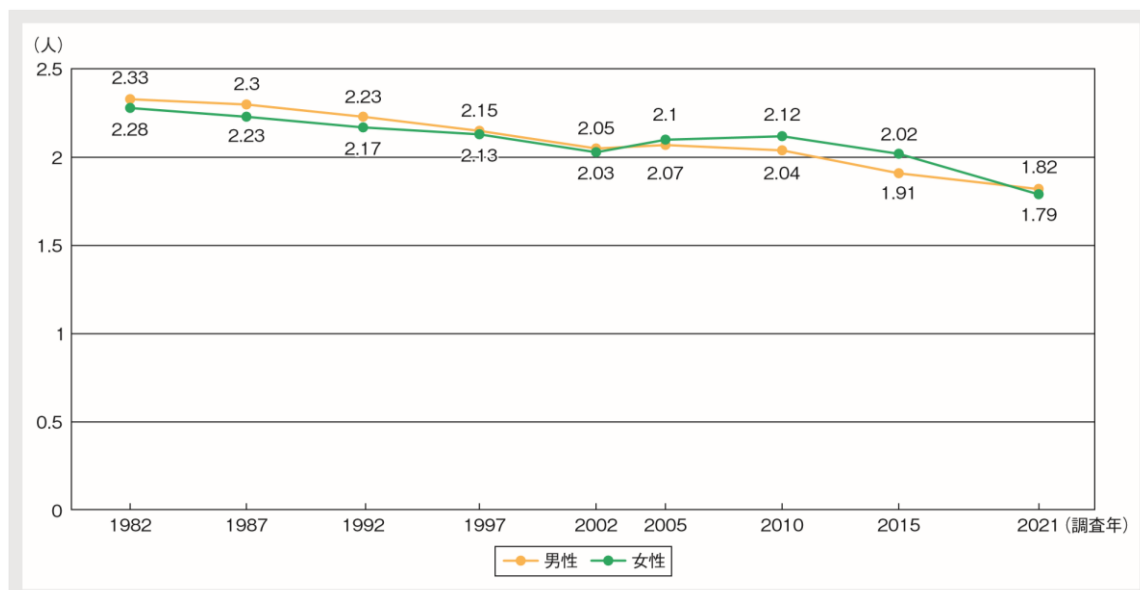
（図表）夫婦の平均理想こども数と平均予定こども数の推移



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（夫婦調査）

なお、未婚者の希望するこども数については、夫婦の平均理想こども数と比べて低水準であることに加えて、その減少傾向が続いており、直近では夫婦の平均理想こども数 2.25 人に対し、男性で 1.82 人、女性で 1.79 人となっており、特に女性では初めて 2 人を下回っています。

（図表）未婚者の平均希望こども数



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）

(6) 近年の国のこども施策

- 従来、諸法律に基づいて国の関係省庁や地方公共団体において進められてきたこどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども基本法が令和5（2023）年4月1日に施行されました。
- この法律は、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、制定されたものです。
- また、こども政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進する新たな行政機関として、こども家庭庁がこども基本法の施行と同日に発足されました。
- 国は、こども家庭庁のリーダーシップの下、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するため、令和5（2023）年12月22日に、こども大綱を閣議決定しました。
- こども大綱は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもを権利の主体として認識し、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくためにあります。
- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」（令和5（2023）年12月22日閣議決定）の推進と合わせて、施策の点検と見直しを図っていくこととしています。

■近年のこども計画に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和 4(2022)年 (令和 6(2024)年 4月1日施行)	児童福祉法の改正	・ <u>こども家庭センターの設置</u> (児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関) ・ <u>訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等</u>を行う事業をそれぞれ新設 等
令和 5 (2023)年 4月1日	こども家庭庁の創設	・ こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和 5 (2023)年 4月1日	「こども基本法」の施行	・ 市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられる (第10条)
令和 5 (2023)年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランの取りまとめ	・ 「リスクの早期発見」、「的確な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和 5 (2023)年 12月22日	こども大綱 閣議決定	・ 「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども未来戦略の策定	・ ～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1) 若い世代の所得を増やす (2) 社会全体の構造・意識を変える (3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 閣議決定	・ 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング (身体的・精神的・社会的に幸せな状態) の向上を図る
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	・ 4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和 6(2024)年 5月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	・ 自治体こども計画策定にあたり必要な基礎事項、留意点及び事例等を取りまとめたガイドラインをこども家庭庁が作成
令和 6(2024)年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	・ 「児童手当」の拡充 ・ 「妊婦のための支援給付」、「妊婦等包括相談支援事業」の創設 ・ 「こども誰でも通園制度」の創設 ・ 「子ども・子育て支援金」の創設 等
令和 6(2024)年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	・ 法律の題名の変更 (「<u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u>」に変更) ・ 「将来のこどもの貧困を防ぐこと」が新設 等

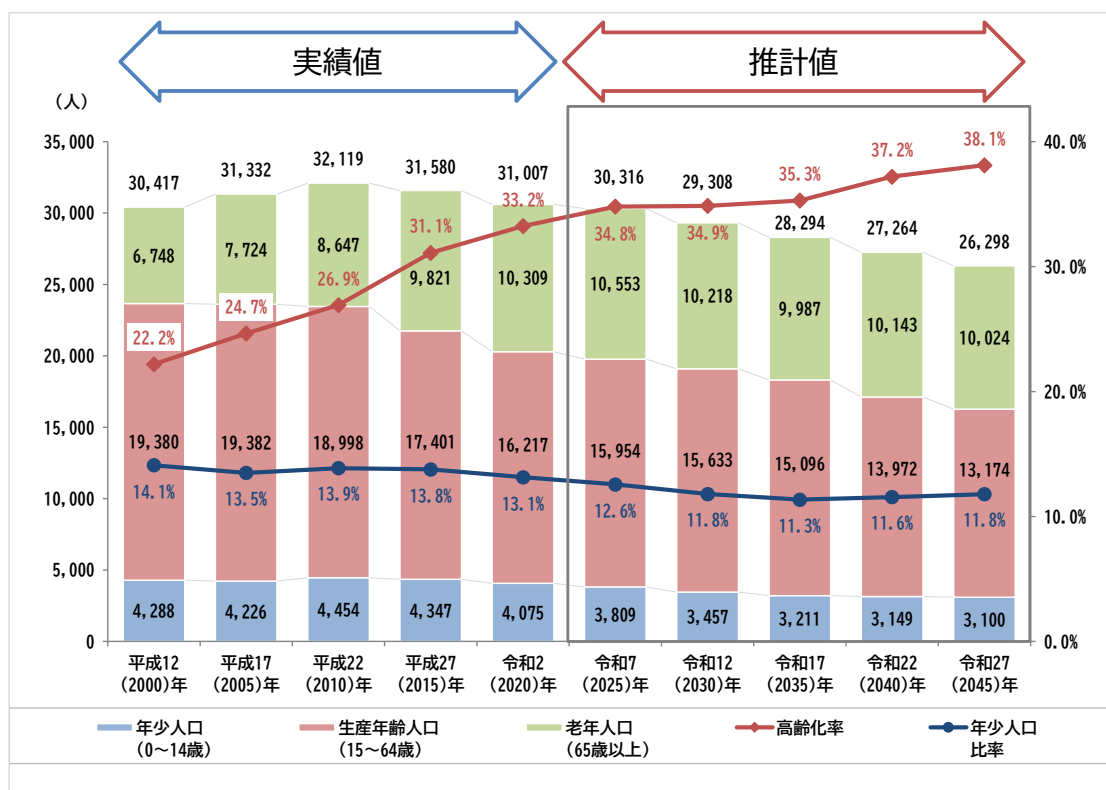
2 岡垣町の状況

(1) 人口の動向

①人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は今後減少していくことが推計されています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は緩やかな減少傾向にあります。

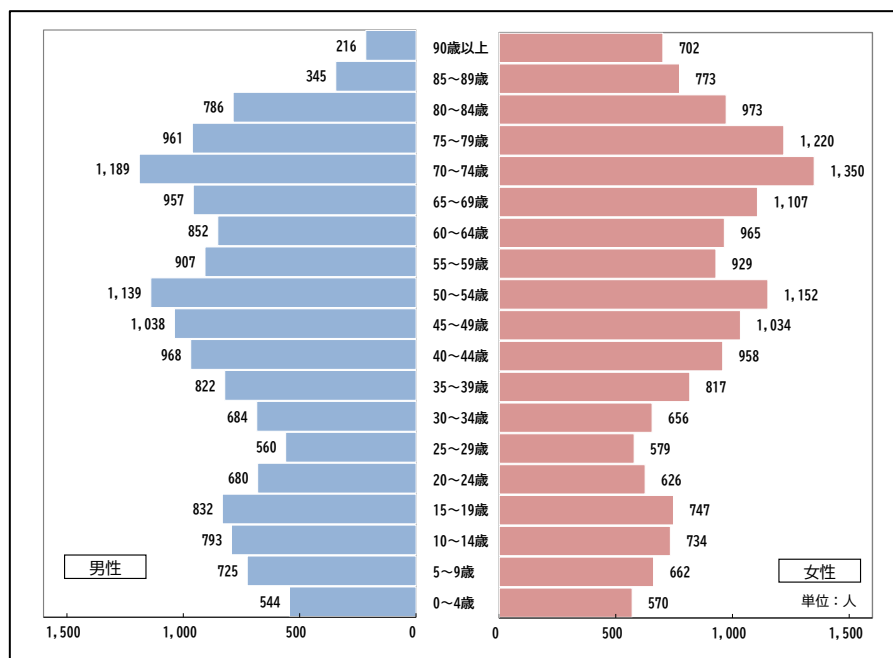
年少人口比率も年少人口の減少に伴い、同様に緩やかな減少傾向となっており、令和12（2030）年以降は11%台で推移していくことが予想されます。



出典：国勢調査（平成12（2000）年～令和2（2020）年）、社人研（令和7（2025）年～令和27（2045）年）

②人口ピラミッド

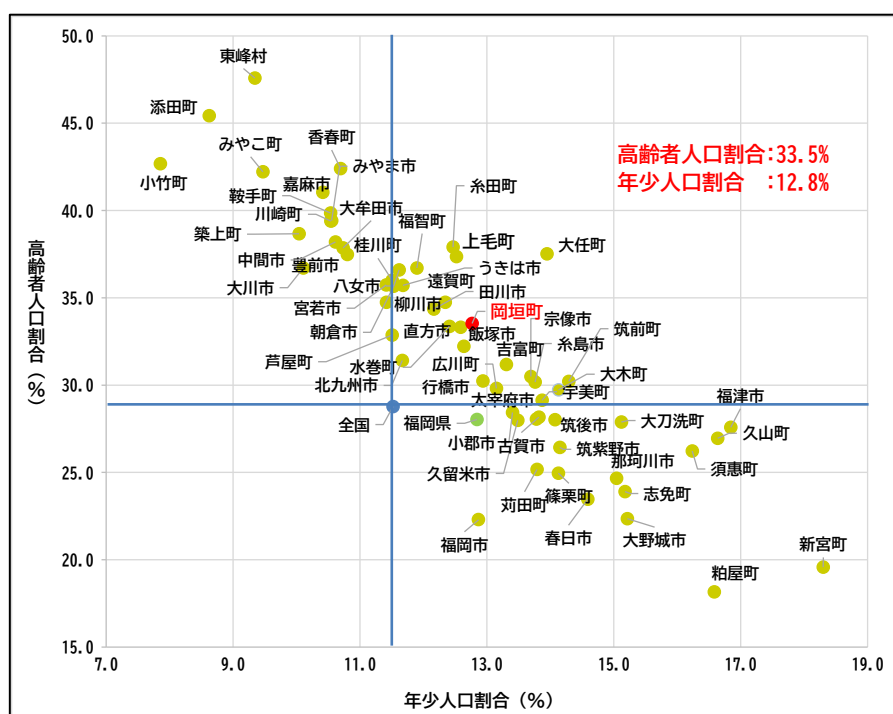
本町の人口は 70～74 歳が最も多く、年齢が下がるにつれて人口も減少傾向となっており、男女ともに 20 代で大きな窪みが見られます。



出典：住民基本台帳（令和 6（2024）年 1 月 1 日）

③県内市町村別人口割合の分布

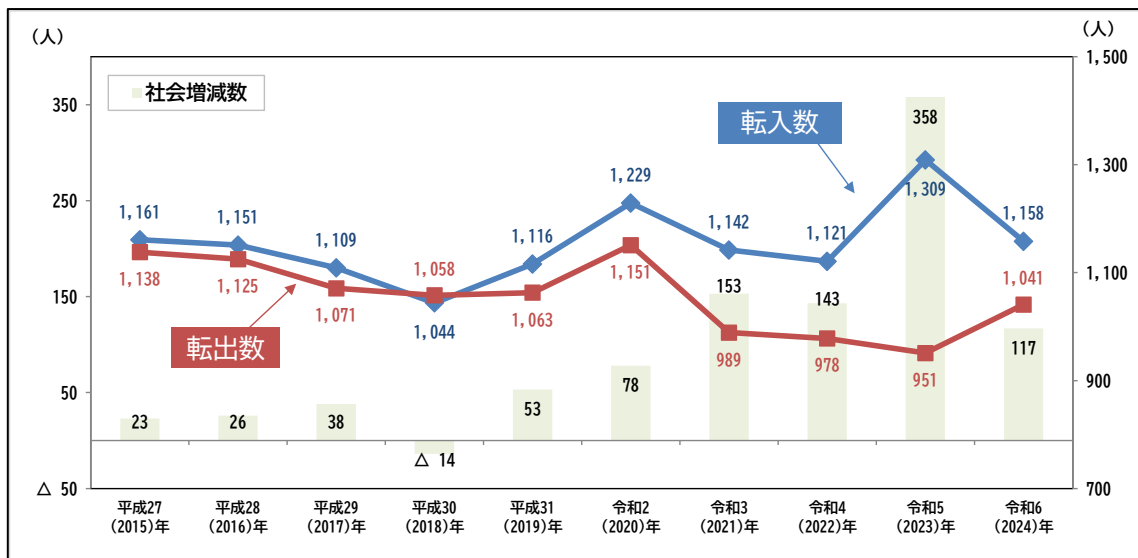
本町の少子高齢化の状況をみると、令和 6（2024）年の年少人口割合は 12.8%と全国より高く、福岡県と同水準となっています。



出典：住民基本台帳（令和 6（2024）年 1 月 1 日）

④転入・転出の推移（社会増減）

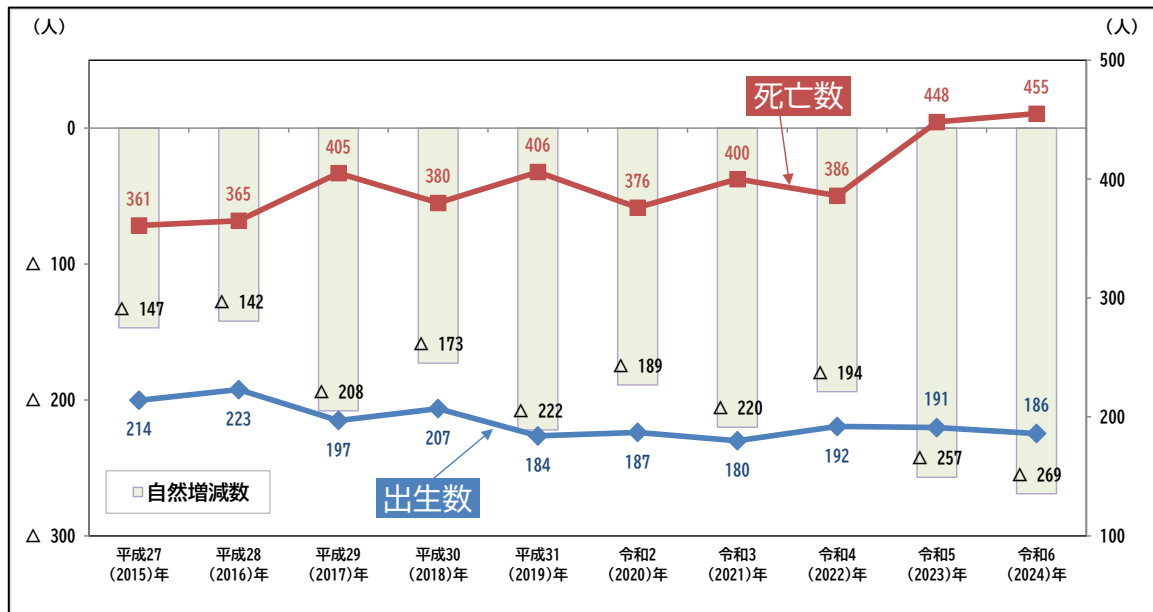
本町では、転入者数が転出者数を上回っている状況が近年続いている状況です。



出典：住民基本台帳

⑤出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、死亡数は増加傾向にあり、出生数は近年ほぼ横ばいの傾向となっています。

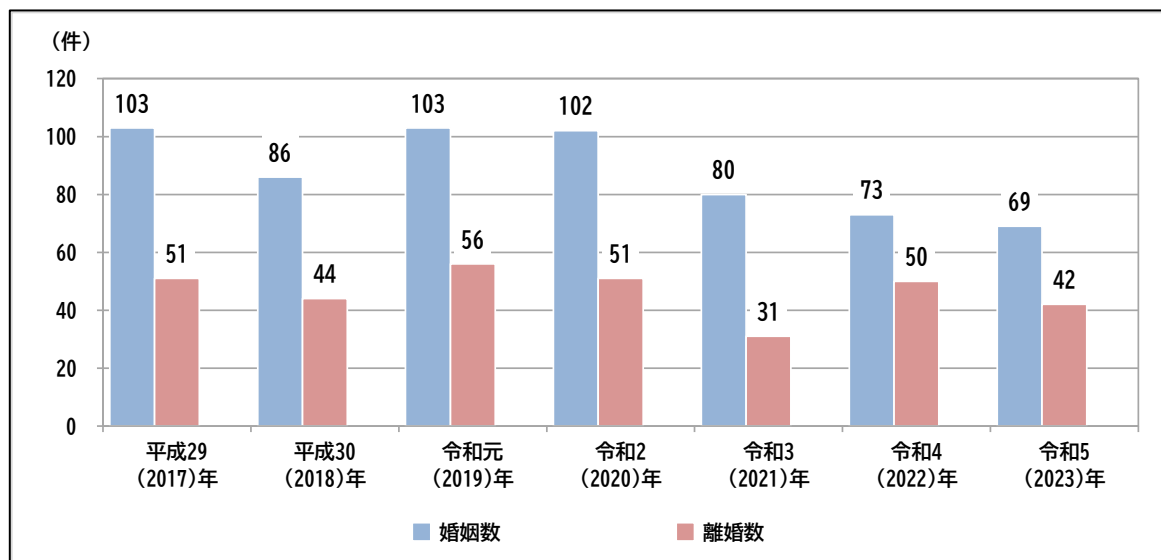


出典：住民基本台帳

(2) 婚姻の状況

①婚姻・離婚件数の推移

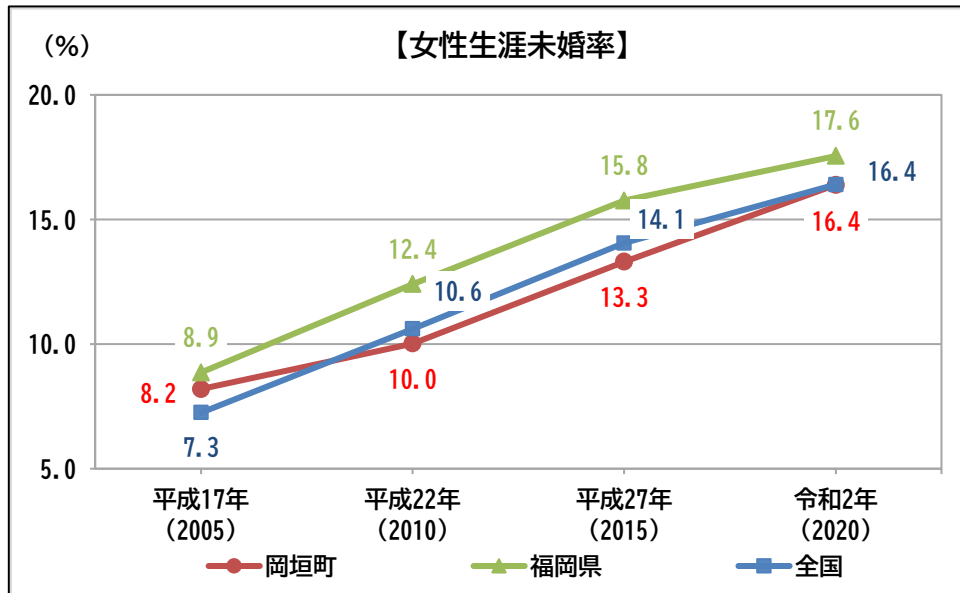
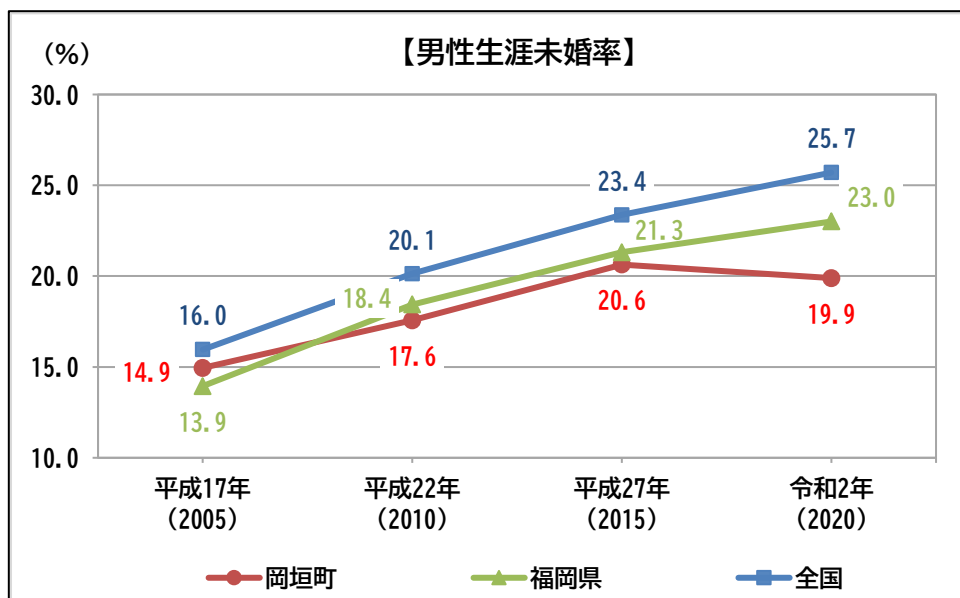
婚姻・離婚件数の推移をみると、令和5（2023）年では婚姻件数が69件、離婚件数が42件となっており、平成29（2017）年と比較すると共に減少しています。



出典：人口動態調査

②生涯未婚率の推移

生涯未婚率は男女ともに増加傾向となっており、令和 2（2020）年では男性が 19.9%、女性が 16.4%となっています。



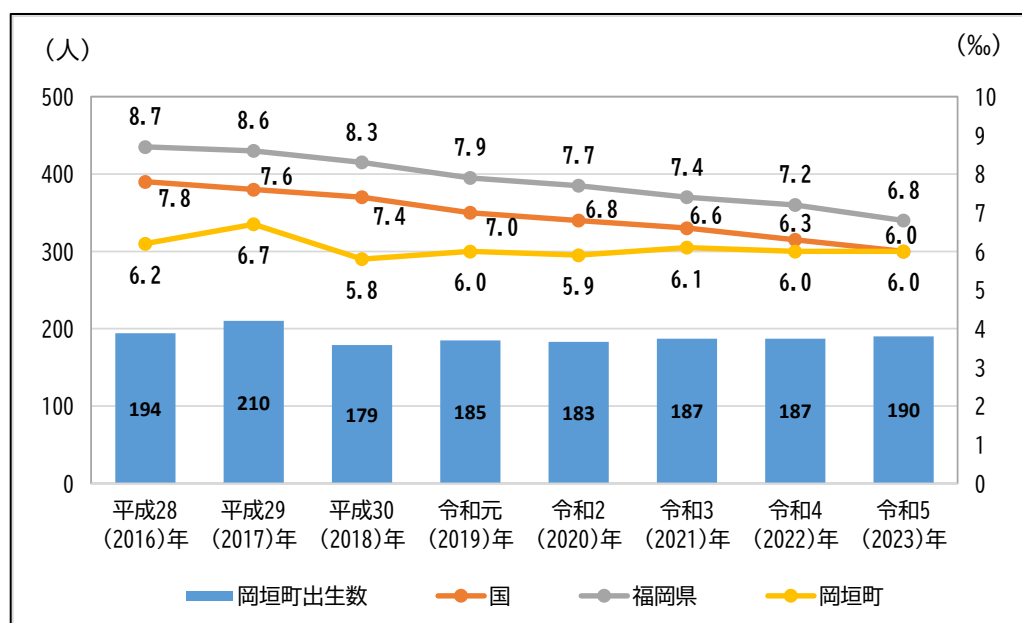
出典：国勢調査

注）生涯未婚率とは、50 歳時点で一度も結婚したことがない人の割合を示す統計指標で、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査の結果を基に 5 年に 1 回算出しています。「45 歳～49 歳」と「50 歳～54 歳」の未婚率（結婚したことがない人の割合）の平均値から、「50 歳時」の未婚率を算出したものです。

(3) 出生

本町の出生数は、179～210 人の間で推移しています。

出生率は、国や福岡県の値を下回る状況には変わりありませんが、少子化の影響により国や福岡県の出生率は減少傾向にあります。岡垣町は横ばいとなっています。



出典：人口動態調査

(注) ‰ (パーミル)：人口千人当たりの率

(4) 要保護児童、要支援児童数の推移

本町においても要保護児童対策地域協議会を中心に要保護児童・要支援児童及びその家庭の支援を実施しています。

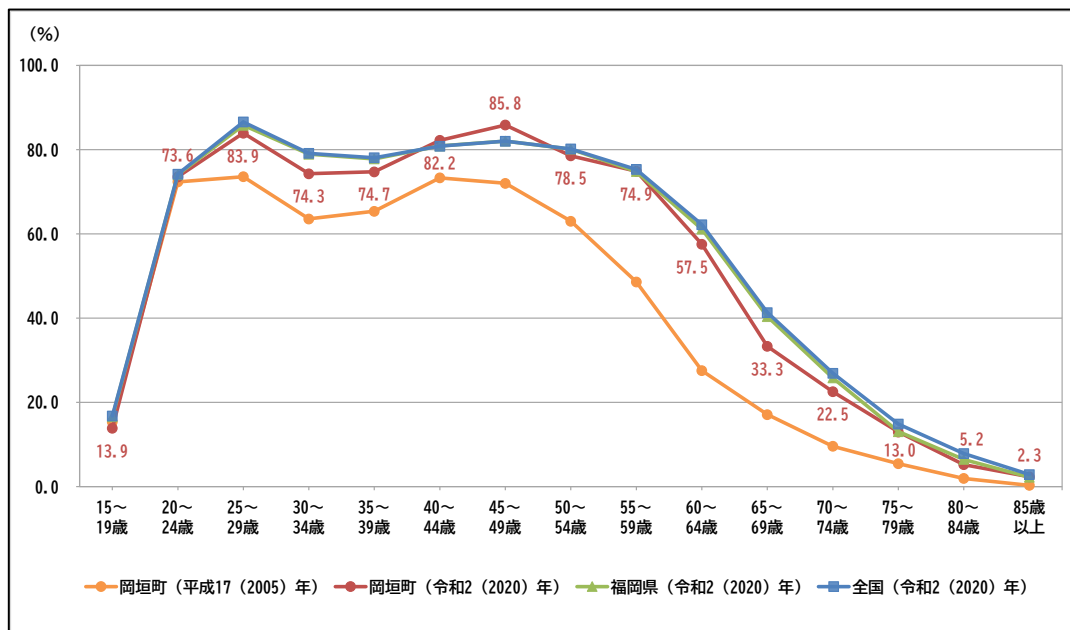
複雑化する社会状況や家庭環境の変化に併せ、支援体制を強化し、児童虐待に関する相談や養護相談などのこどもに関する様々な相談に幅広く対応していることもあり、児童に関する相談受付件数は増加傾向にあります。

	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
要保護児童対策地域 協議会登録件数	97	103	93	102	85
児童相談件数	82	92	75	101	122

(5) 就労の状況

●女性の労働力率

令和2（2020）年の女性の労働力率の状況を見ると、15年前と比較して全ての年齢層において労働力率が高くなっています。また、本町の女性の労働力率は全国・県と比較してほぼ同水準となっています。



出典：国勢調査

(6) こども計画等に関する主な動向（国及び町）

■こども計画等に関する主な動向（国及び町）

岡垣町				国
「子ども家庭総合支援拠点」設置（こども未来課内） 「子育て世代包括支援センター」設置（健康づくり課内）	10月	1989年（平成元年）	11月	「児童の権利に関する条約」国連採択
		1994年（平成6年）	4月	「児童の権利に関する条約」批准
「岡垣町エンゼルプラン」策定	3月	2002年（平成14年）		
		2003年（平成15年）	7月	「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」成立
「岡垣町次世代育成支援行動計画（前期計画）※」策定 ※「岡垣町エンゼルプラン」に包含	3月	2005年（平成17年）		
		2009年（平成21年）	7月	「子ども・若者育成支援推進法」成立
「岡垣町次世代育成支援行動計画（後期計画）※」策定 ※「岡垣町エンゼルプラン／第2次岡垣町エンゼルプラン」に包含	3月	2010年（平成22年）		
「岡垣町第5次総合計画」策定	3月	2011年（平成23年）		
「岡垣町第2次エンゼルプラン」策定		2012年（平成24年）	8月	「子ども・子育て支援法」成立
		2013年（平成25年）	6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立
		2014年（平成26年）	11月	「まち・ひと・しごと創生法」成立
「岡垣町第1期子ども・子育て支援事業計画※」策定 ※「第2次岡垣町エンゼルプラン」に包含	3月	2015年（平成27年）		
「岡垣町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定	3月	2016年（平成28年）		
「岡垣町第2期子ども・子育て支援事業計画※」策定 ※「第2次岡垣町エンゼルプラン／第3次岡垣町エンゼルプラン」に包含	3月	2020年（令和2年）		
「子育てあんしん課」設置 「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の両機能を集約	4月			
「岡垣町第6次総合計画」策定	3月	2021年（令和3年）		
「岡垣町第3次エンゼルプラン」策定	7月			
「岡垣町子どもの貧困対策推進計画※」策定 ※「岡垣町第3次エンゼルプラン／岡垣町第2期子ども・子育て支援事業計画」に包含		2022年（令和4年）	4月	「児童福祉法」の改正 こども家庭センターの設置 など
			4月	こども家庭庁の創設 「こども基本法」施行
			6月	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ
		2023年（令和5年）	12月	「こども大綱」閣議決定 「こども未来戦略」策定 「こどもの居場所づくりに関する指針」策定 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」閣議決定 （はじめの100か月の育ちビジョン）
「こども家庭センター」設置（子育てあんしん課内）	4月	2024年（令和6年）	6月	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」成立 「児童手当」の拡充、「出産・子育て応援交付金」の恒久化、 「育児休業給付」の拡充、「こども誰でも通園制度」の運用開始 など 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 法律名の変更（「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更）、 「将来のこどもの貧困を防ぐこと」の新設 など
「岡垣町こども計画」策定 「岡垣町第3期子ども・子育て支援事業計画」等を包含	3月	2025年（令和7年）		

■町のこども計画等に関する変遷

平成																		令和													
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
第4次総合計画										第5次総合計画								第6次総合計画													
エンゼルプラン										第2次エンゼルプラン								第3次エンゼルプラン				包含									
【次世代育成支援行動計画（前期計画）】						【次世代育成支援行動計画（後期計画）】				【第1期子ども・子育て支援事業計画】				【第2期子ども・子育て支援事業計画】				【第3期子ども・子育て支援事業計画】													
																										【子どもの貧困対策推進計画】				【子どもの貧困対策推進計画】	
※【 】内の計画は各エンゼルプラン（又はこども計画）に包含して策定																				こども計画				←							

3 各種調査結果からみる現状

(1) アンケート調査結果

岡垣町在住者に対して、次のとおりインターネットを介してアンケート調査を実施しました。

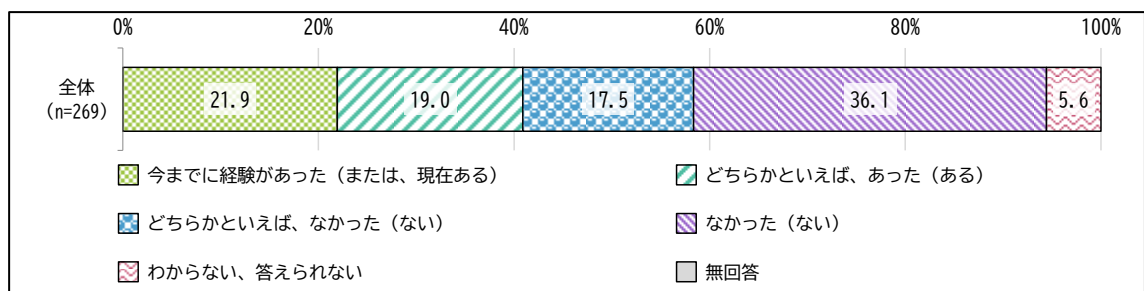
No.	調査対象者	調査期間	配布数	回収数	回収率	実施方法
1	若者（15～39歳）	令和6（2024）年 3月～5月	800	269	33.6%	郵送配布、Web回答
2	就学前児童の保護者	令和6（2024）年 6月	800	441	55.1%	郵送配布、Web回答
	小学生の保護者		300	181	60.3%	
	中学生の保護者		300	189	63.0%	
3	小学5年生	令和6（2024）年 6月～7月	306	285	93.1%	学校を通じて配布し、ホーム ルームなどの時間にタブレット を用いてWeb回答
	中学2年生		273	259	94.9%	

成育環境

①「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった（できていない）経験がある」と思う若者の割合

【No.1 若者】

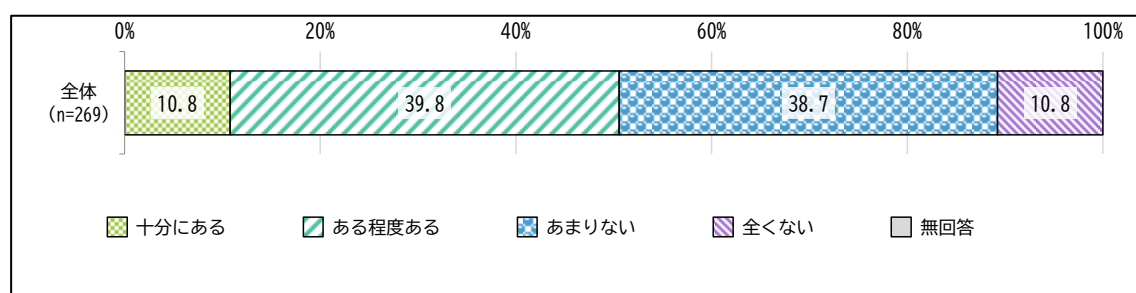
○「なかった（ない）」が36.1%と最も高く、次いで「今までに経験があった（または、現在ある）」21.9%、「どちらかといえば、あった（ある）」19.0%、「どちらかといえば、なかった（ない）」17.5%、「わからない、答えられない」5.6%となっています。



②「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合

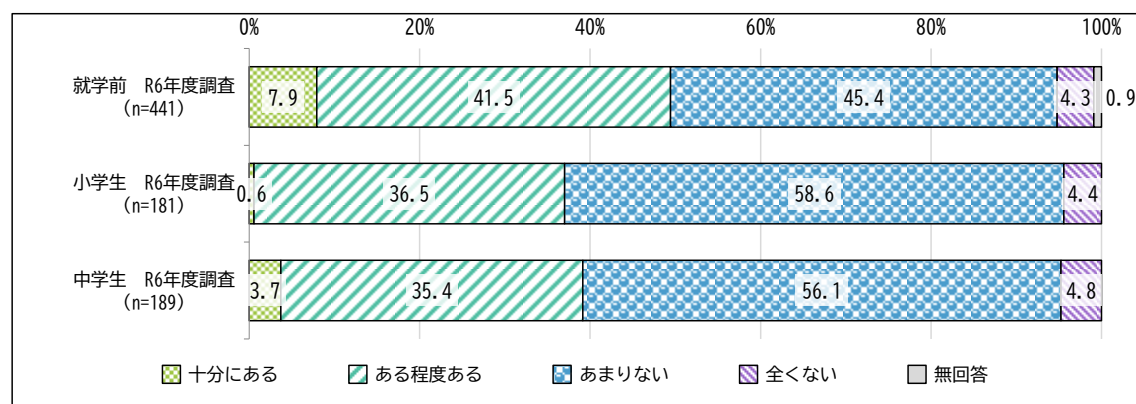
【No.1 若者】

○「ある程度ある」が39.8%と最も高く、次いで「あまりない」38.7%、「十分にある」「全くない」10.8%となっています。



【No.2 保護者】

○「あまりない」（就学前：45.4%、小学生：58.6%、中学生：56.1%）が最も高く、次いで「ある程度ある」（就学前：41.5%、小学生：36.5%、中学生：35.4%）となっています。

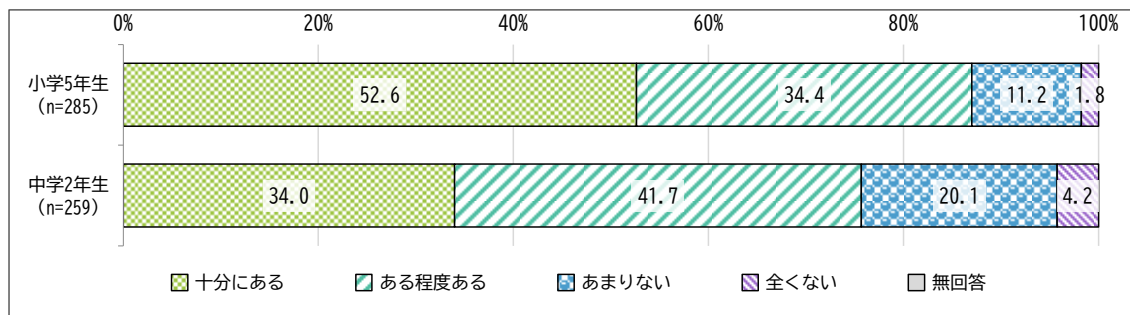


【No.3 小学5年生、中学2年生】

○小学5年生では「十分にある」が52.6%と最も高く、次いで「ある程度ある」34.4%、「あまりない」11.2%となっています。

○中学2年生では「ある程度ある」が41.7%と最も高く、次いで「十分にある」34.0%、「あまりない」20.1%となっています。

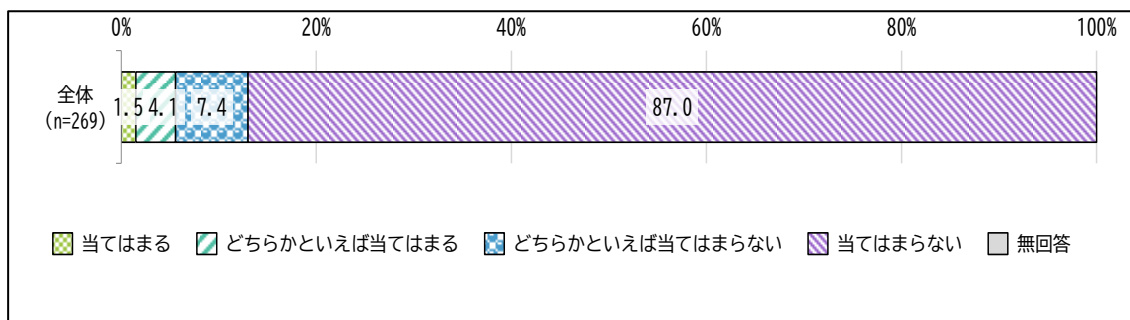
○こどもの遊びや体験活動の機会や場については、「十分にある：十分にある＋ある程度ある」が7割を超えています。



③「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合

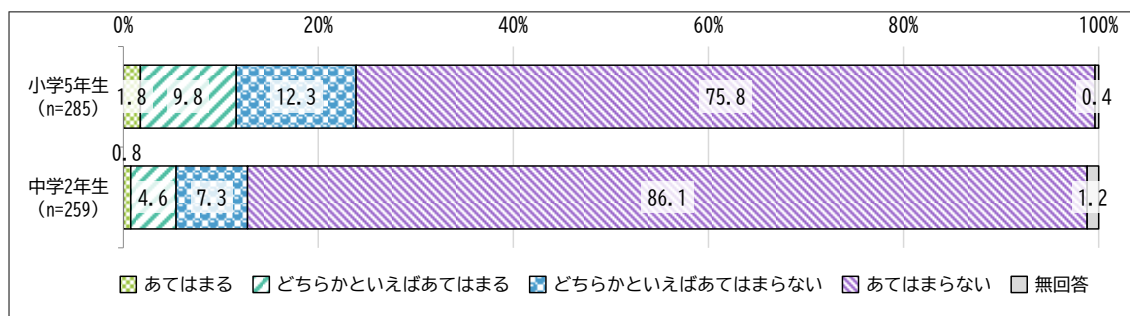
【No.1 若者】

○「当てはまらない」が87.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば当てはまらない」7.4%、「どちらかといえば当てはまる」4.1%となっています。



【No.3 小学5年生、中学2年生】

○「あてはまらない：どちらかといえばあてはまらない＋あてはまらない」が8割を超えています。

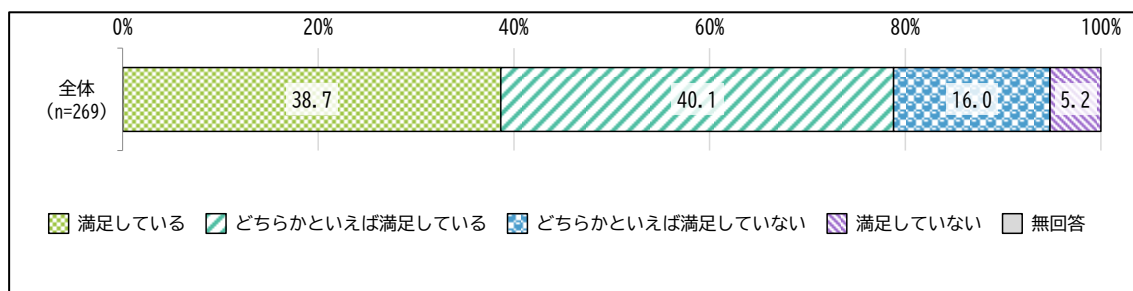


自己認識

①「生活に満足している」と思うこども・若者の割合

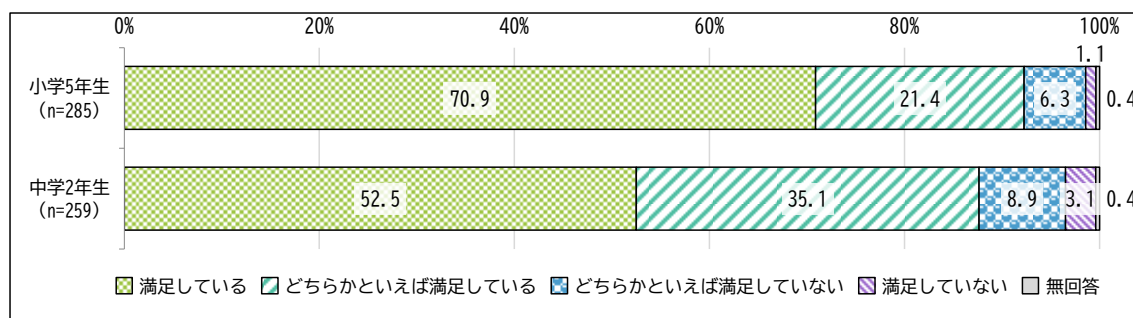
【No.1 若者】

- 「どちらかといえば満足している」が 40.1%と最も高く、次いで「満足している」38.7%、「どちらかといえば満足していない」16.0%となっています。



【No.3 小学5年生、中学2年生】

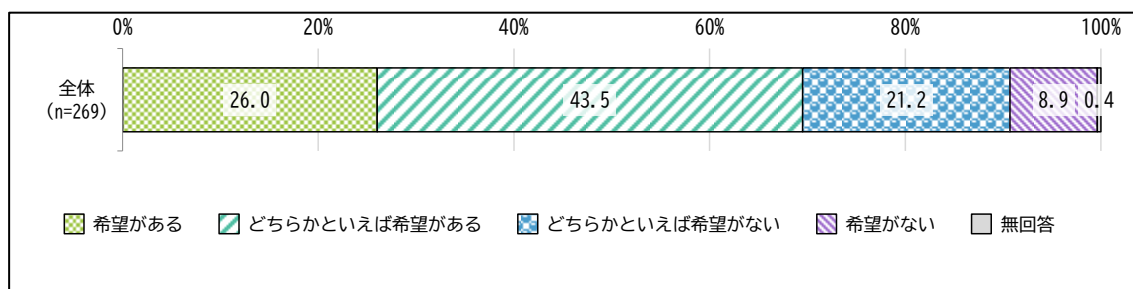
- 「満足している」(小5：70.9%、中2：52.5%) が最も高く、次いで「どちらかといえば満足している」(小5：21.4%、中2：35.1%)、「どちらかといえば満足していない」(小5：6.3%、中2：8.9%) となっています。
- 現在の生活の満足度については、「満足している：満足している＋どちらかといえば満足している」が8割を超えています。



②「自分の将来について明るい希望がある」というこども・若者の割合

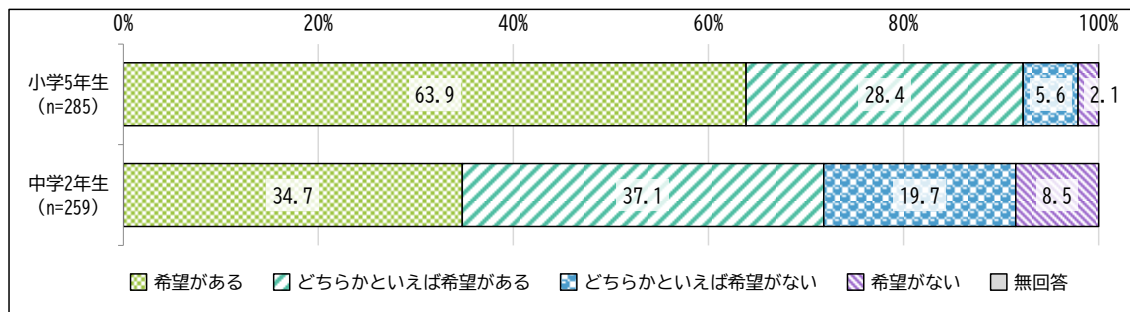
【No.1 若者】

- 「どちらかといえば希望がある」が 43.5%と最も高く、次いで「希望がある」26.0%、「どちらかといえば希望がない」21.2%となっています。



【No.3 小学5年生、中学2年生】

○「希望がある：希望がある＋どちらかといえば希望がある」（小5：92.3%、中2：71.8%）が7割を超えており、「希望がない：どちらかといえば希望がない＋希望がない」を上回っています。

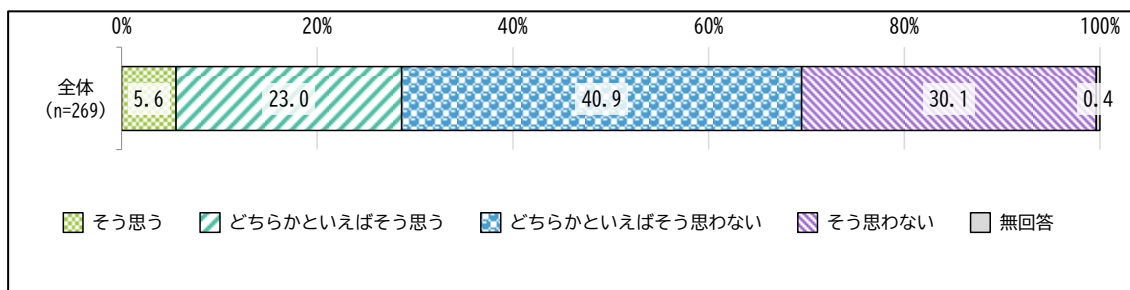


社会認識

①「町の取組（こども政策）に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う人の割合

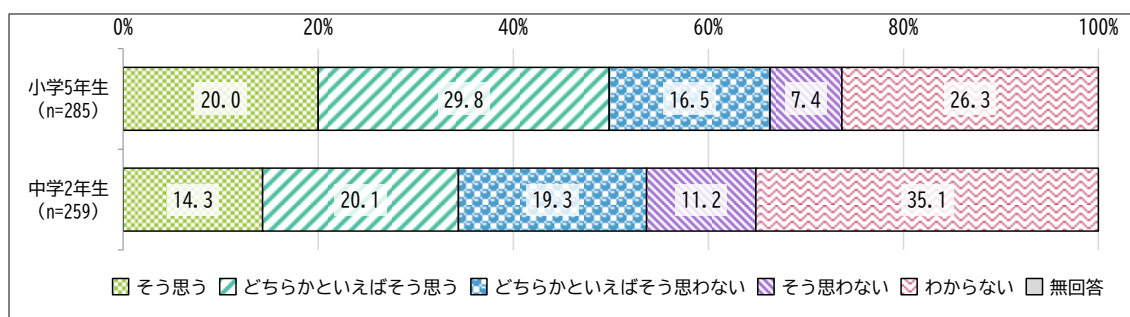
【No.1 若者】

○「どちらかといえばそうは思わない」が40.9%と最も高く、次いで「そう思わない」30.1%、「どちらかといえばそう思う」23.0%となっています。



【No.3 小学5年生、中学2年生】

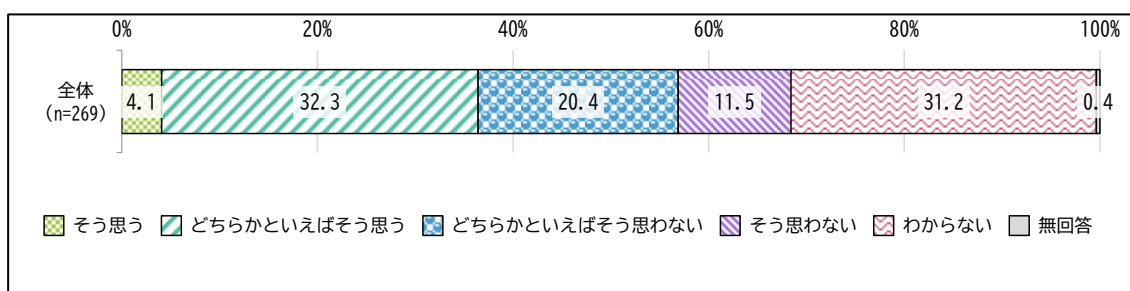
- 小学5年生では「どちらかといえばそう思う」が29.8%と最も高く、次いで「わからない」26.3%、「そう思う」20.0%となっています。
- 中学2年生では「わからない」が35.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」20.1%、「どちらかといえばそう思わない」19.3%となっています。
- 小学5年生では「思う：そう思う＋どちらかといえばそう思う」(49.8%)が「思わない：どちらかといえばそう思わない＋そう思わない」(23.9%)を上回っていますが、中学2年生ではいずれも3割台となっています。



②「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合

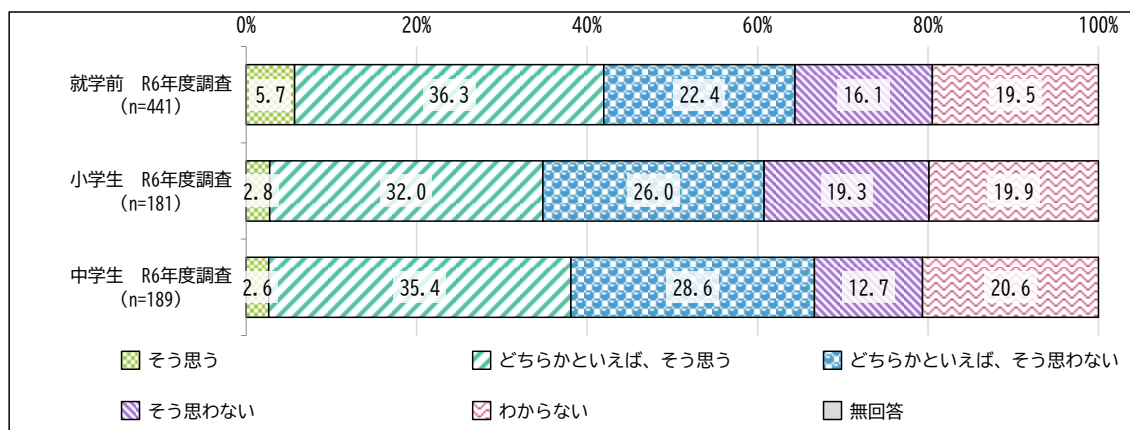
【No.1 若者】

- 「どちらかといえばそう思う」が32.3%と最も高く、次いで「わからない」31.2%、「どちらかといえばそう思わない」20.4%となっています。



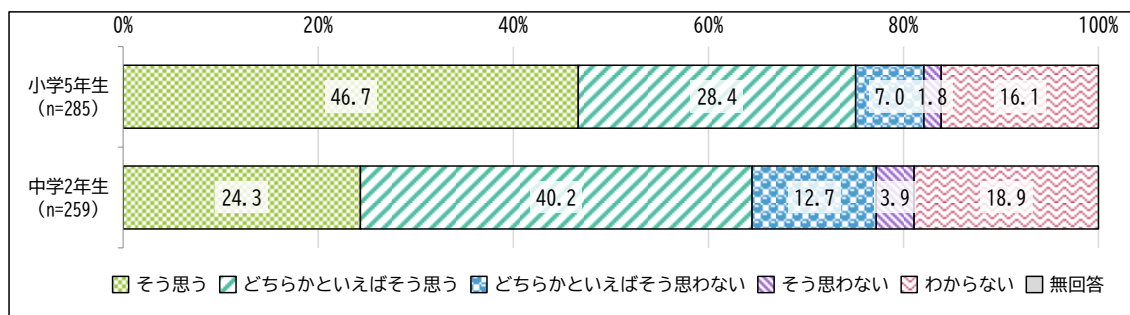
【No.2 保護者】

- 「どちらかといえば、そう思う」（就学前：36.3%、小学生：32.0%、中学生：35.4%）が最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」（就学前：22.4%、小学生：26.0%、中学生：28.6%）となっています。



【No.3 小学5年生、中学2年生】

- 小学5年生では「そう思う」が46.7%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」28.4%、「わからない」16.1%となっています。
- 中学2年生では「どちらかといえばそう思う」が40.2%と最も高く、次いで「そう思う」24.3%、「わからない」18.9%となっています。
- 6割以上が「思う：そう思う＋どちらかといえばそう思う」と回答しています。

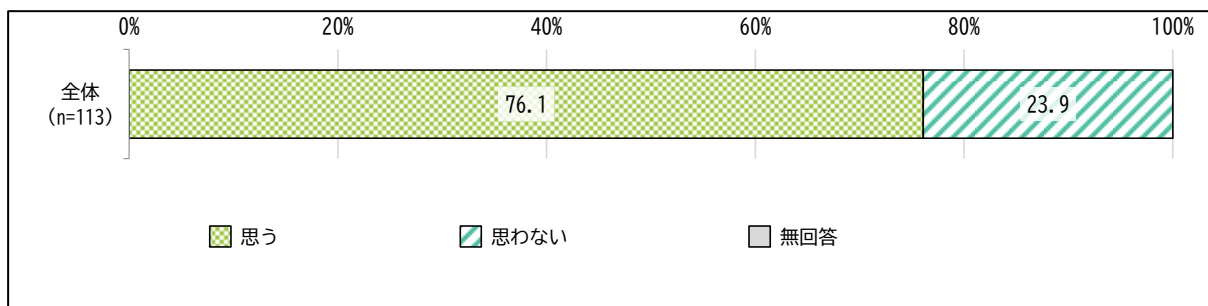


結婚

①「将来結婚したい」と思う人の割合

【No.1 若者】

○「思う」が76.1%、「思わない」が23.9%となっています。

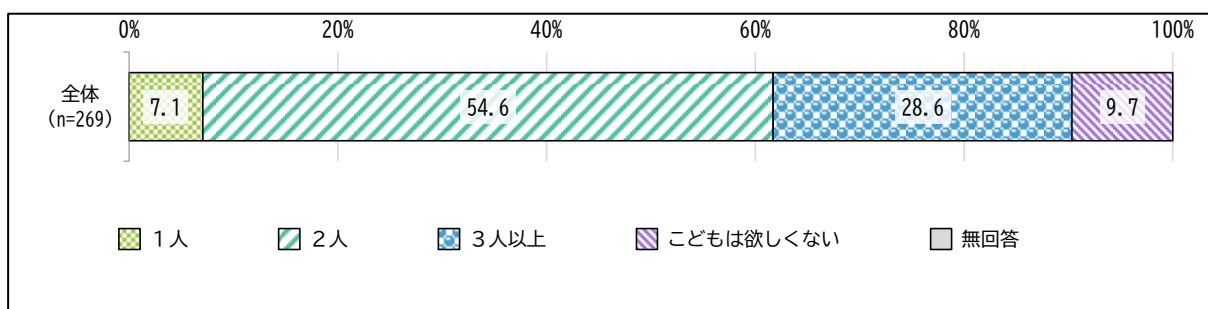


妊娠・出産

①理想のこどもの人数

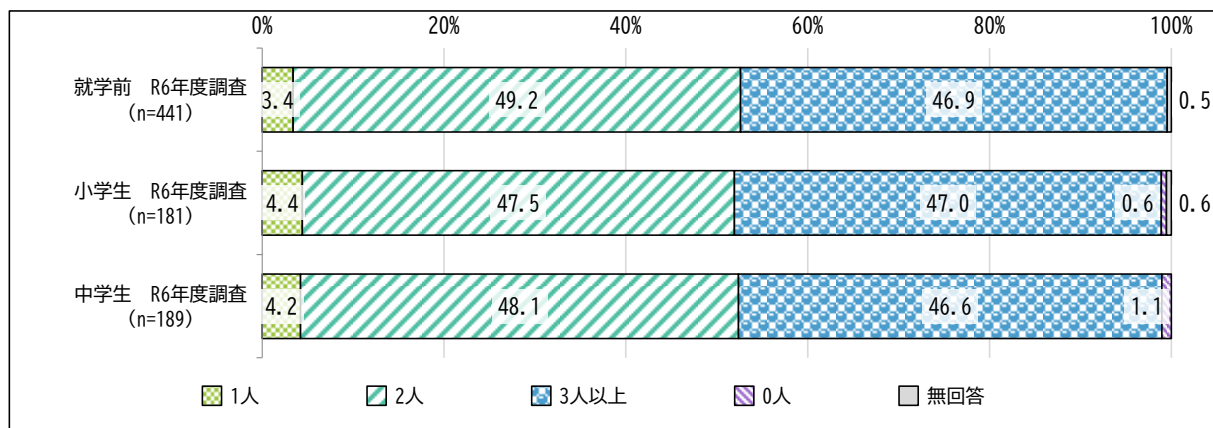
【No.1 若者】

○「2人」が54.6%と最も高く、次いで「3人以上」28.6%、「こどもは欲しくない」9.7%となっています。



【No.2 保護者】

○理想のこどもの人数では、「2人」(就学前：49.2%、小学生：47.5%、中学生：48.1%)が最も高く、次いで「3人以上」(就学前：46.9%、小学生：47.0%、中学生：46.6%)となっています。

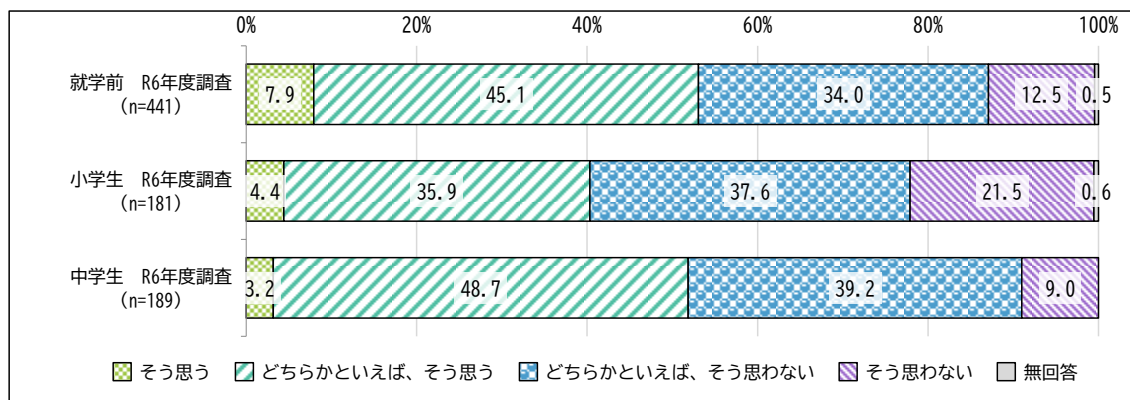


子育て

①「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合

【No.2 保護者】

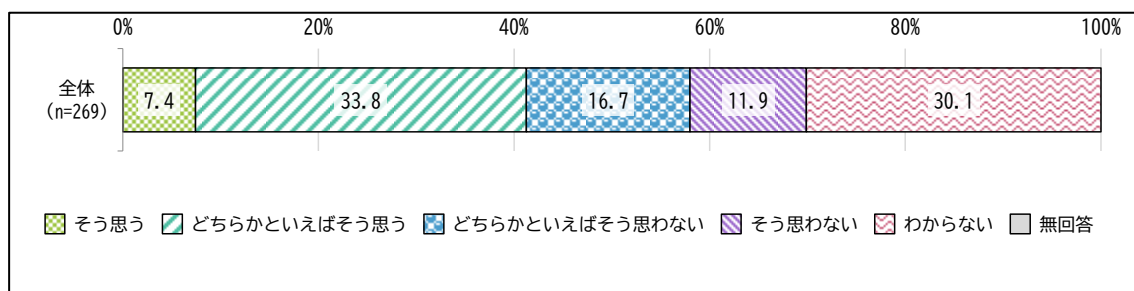
○就学前及び中学生では「どちらかといえば、そう思う」(就学前：45.1%、中学生：48.7%)、小学生では「どちらかといえば、そう思わない」37.6%が最も高くなっています。



②「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

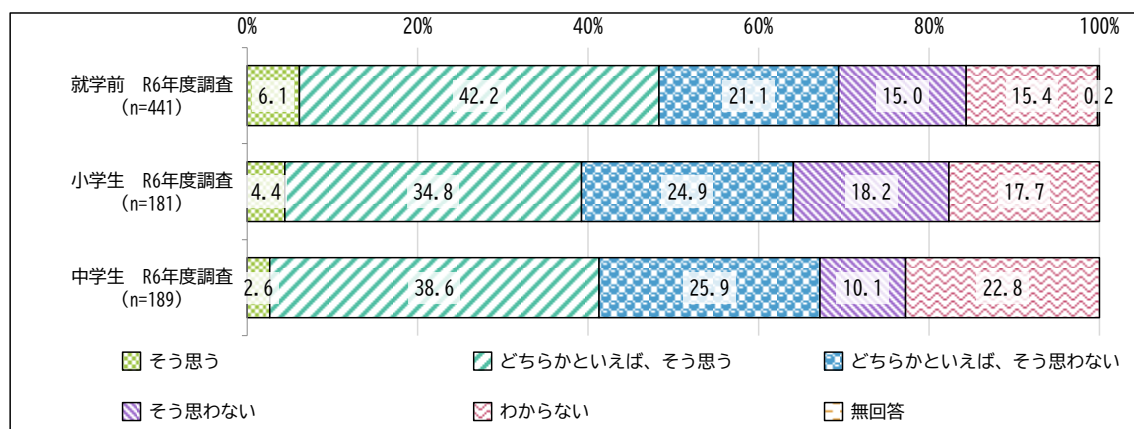
【No.1 若者】

- 「どちらかといえばそう思う」が 33.8%と最も高く、次いで「わからない」30.1%、「どちらかといえばそう思わない」16.7%となっています。



【No.2 保護者】

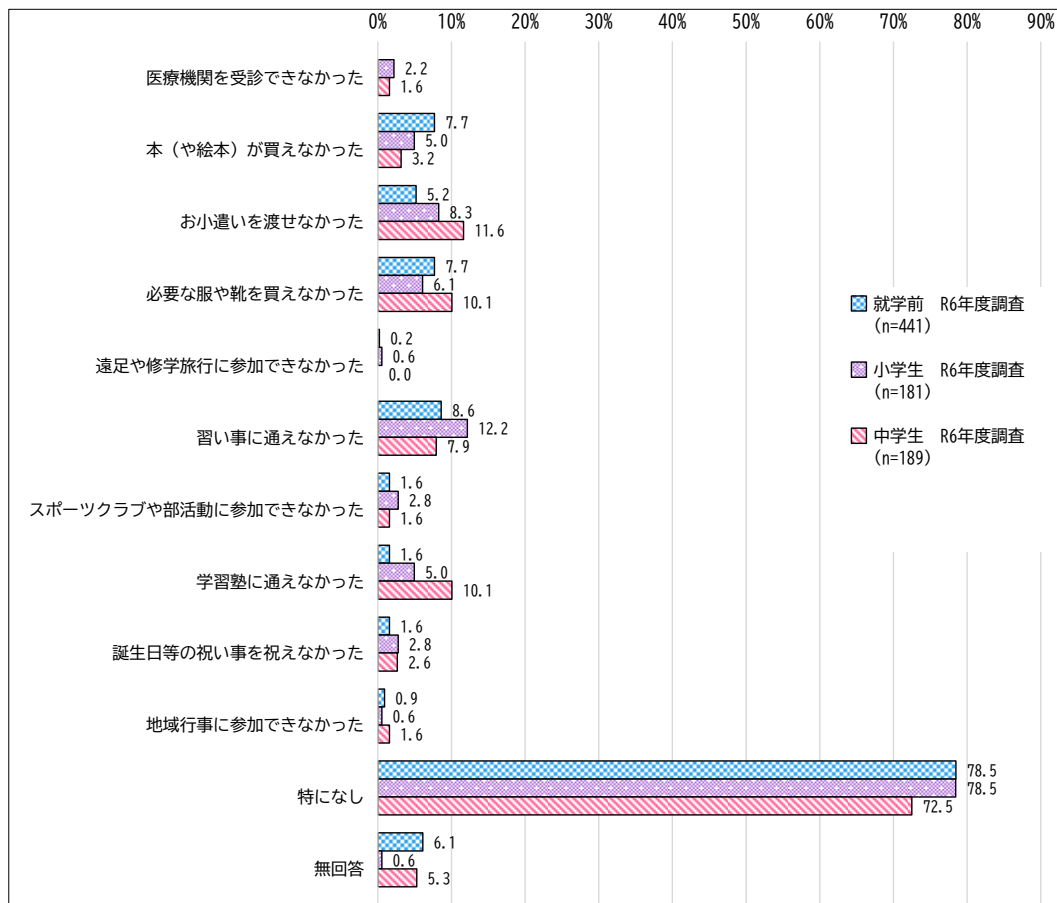
- 「どちらかといえば、そう思う」(就学前：42.2%、小学生：34.8%、中学生：38.6%) が最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」(就学前：21.1%、小学生：24.9%、中学生：25.9%) となっています。



③「経済的理由により、おおむね直近1年の間でこどもが希望したことができなかった経験をしたことがある」と思う人の割合

【No.2 保護者】

○「特になし」(就学前及び小学生：78.5%、中学生：72.5%) が最も高く、7割を超えています。



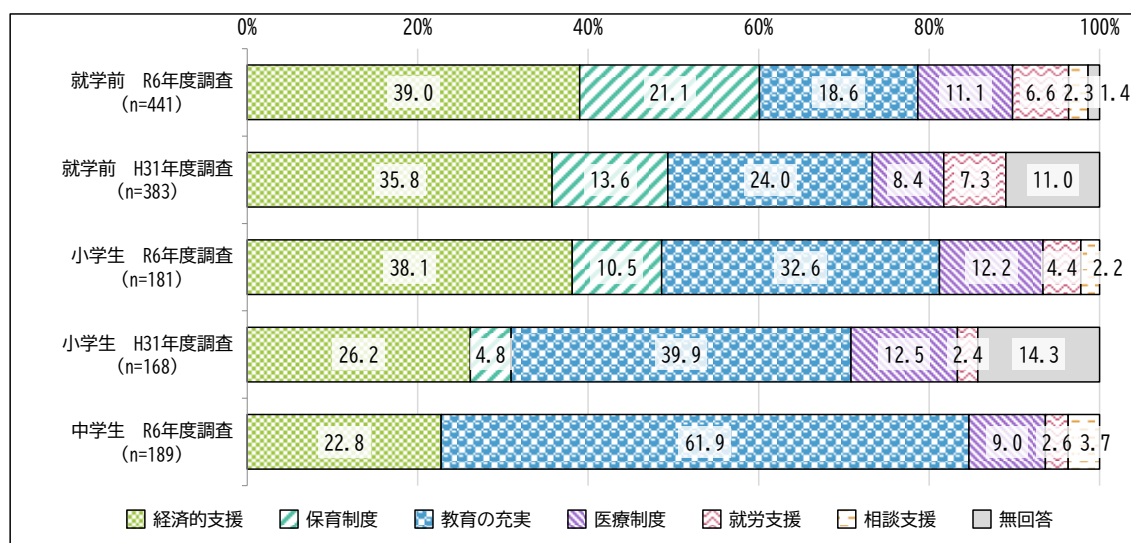
行政支援

①必要だと思う行政の支援

【No.2 保護者】

○就学前及び小学生では「経済的支援」（就学前：39.0%、小学生：38.1%）、中学生では「教育の充実」61.9%が最も高くなっています。

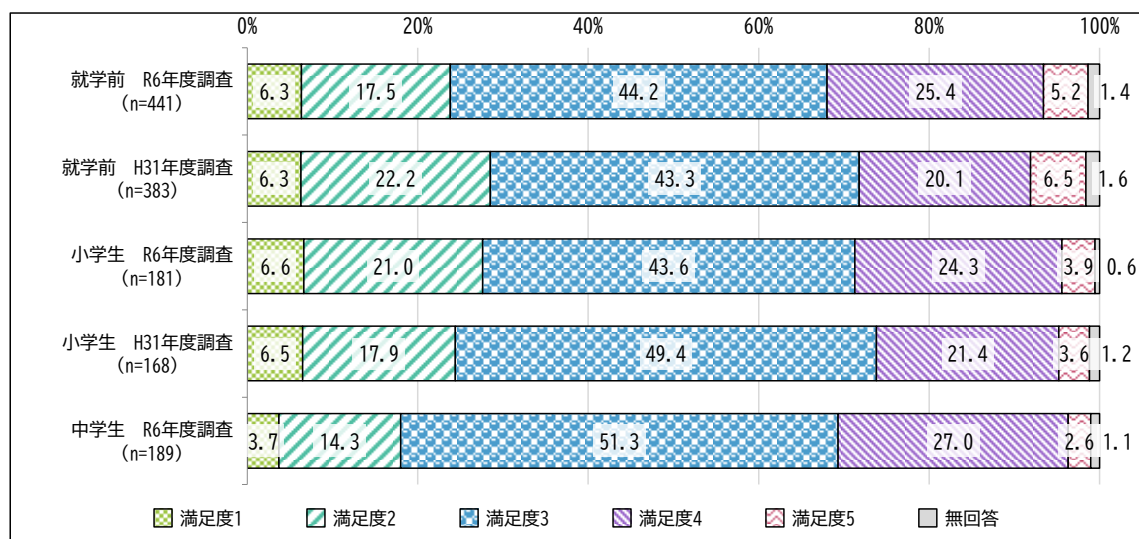
○前回調査との比較をみると、小学生では「経済的支援」が11.9ポイント高くなっています。



②岡垣町における子育ての環境や支援への満足度

【No.2 保護者】

○「満足度3」（就学前：44.2%、小学生：43.6%、中学生：51.3%）が最も高く、次いで「満足度4」（就学前：25.4%、小学生：24.3%、中学生：27.0%）となっています。



(2) ワークショップ実施結果

<概要>

- ◆ テーマ：こどもが実感できるこどもまんなか社会の実現について
- ◆ 実施方法：対面によるグループワーク
- ◆ 実施日：令和6（2024）年8月7日（水）、9日（金）
- ◆ 実施場所：いこいの里
- ◆ 参加者：8月7日（水） 2名（大学生1名、看護学生1名）
9日（金） 12名（小学生4名、中学生7名、高校生1名）

<内容>

今の社会は「こどもまんなか」社会になっている？

なっている

【理由】



先生がこどもを怒れなかったり、何でもハラスメントになったりするなど、昔はできていないことが今は実現できていたり、大切にされていたりする部分があるから

学校などでも相談をする場所があるから



なっていない

今は、「〇〇まんなか社会」？

高齢者

えらい人

親

大人

お金持ち

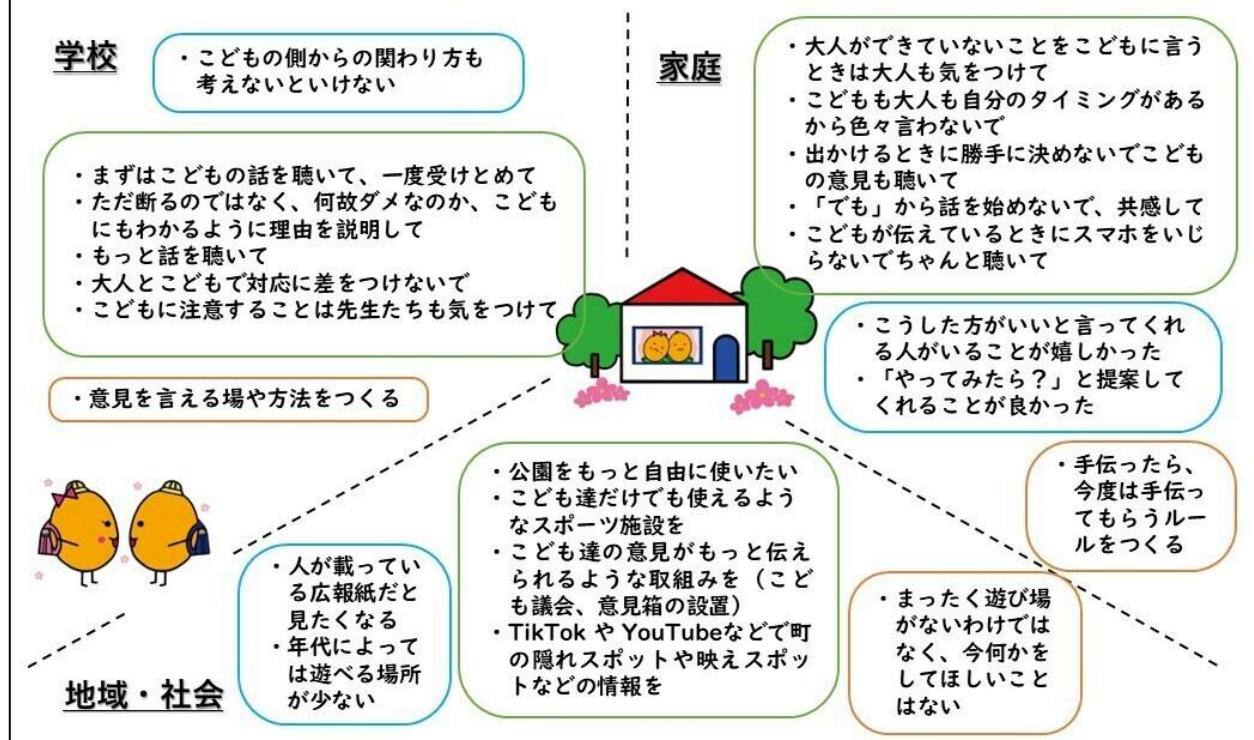
政治

権力者

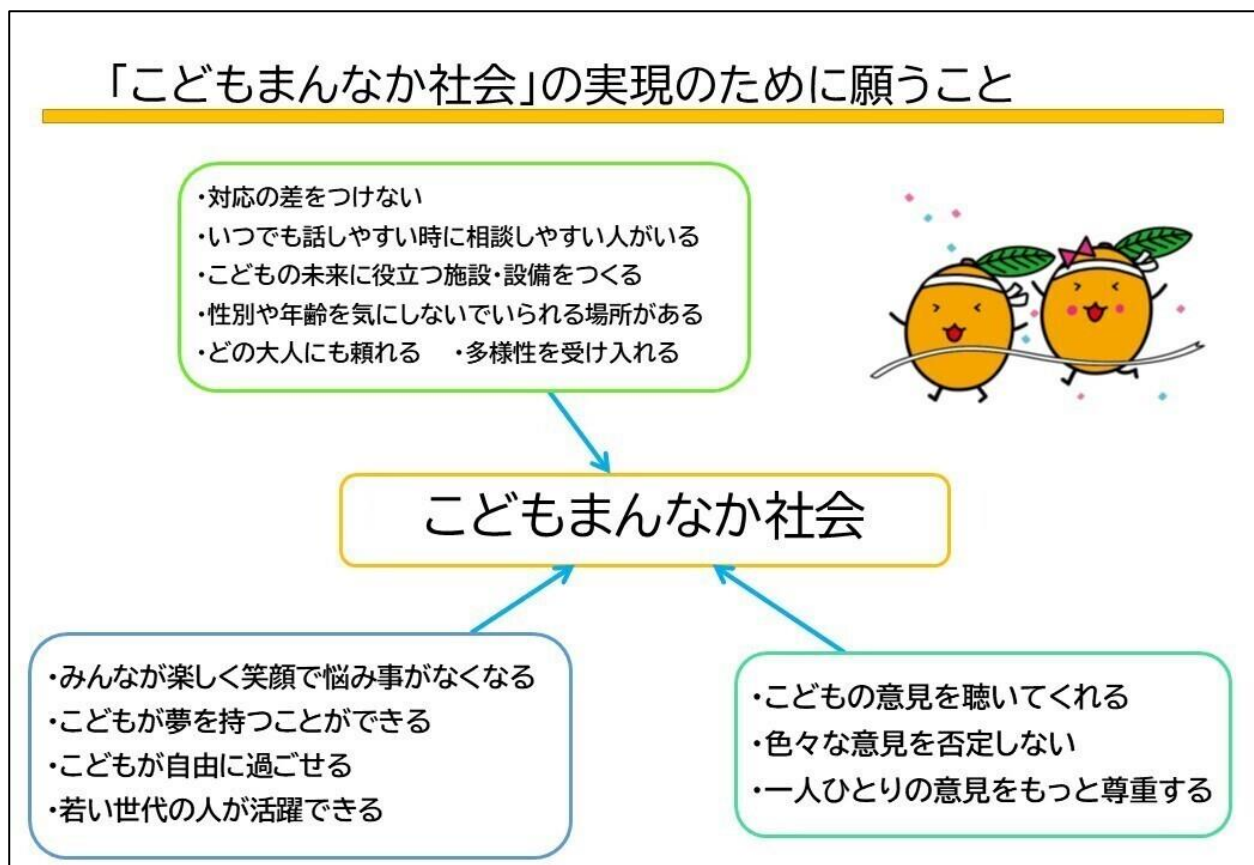
言いたいことがすぐに言える人



「こどもまんなか」社会に近づけていくためには？



「こどもまんなか社会」の実現のために願うこと



4 こどもや若者、子育て当事者への支援における課題

こども大綱では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもの権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ること」や「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」などの基本的な方針を示しています。

この点について、町の現状をみると、次の課題が見えてきます。

(1) こどもの権利擁護とこどもの社会参画・意見反映

- こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ることが求められています。
- こどもの視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことが求められています。

- アンケート調査結果では、「町の取組（こども政策）に関して自身の意見を聴いてもらえている」と感じているこども・若者について、特に若者（15～39歳）では28.6%となっており、国の調査結果（20.3%）※1より高い数値となっています。
- 一方、ワークショップでは「こどもの意見を聴いてほしい」、「一人ひとりの意見をもっと尊重してほしい」といった意見のほか、「（こどもと大人で）対応に差をつけないでほしい」や「こどもの意見を受け止めてほしい（共感してほしい）」など、こどものアイデンティティーに関する主張を大事にしてほしいといった意見があり、こどもが意見表明をする機会やこどもの意見に対する大人・社会の受容が十分でないことが伺えます。
- 「こどもまんなか社会」を実現していくためには、学校や家庭、地域といった様々な場面それぞれに対して、こどもたちは様々な意見や要望を持っているということを理解し、社会のあらゆる面から「こどもまんなか」の考え方を浸透させていくとともに、こどもを権利の主体として認識し、社会の一員であるこどもと共に社会を形成していくことが必要と考えられます。

※1 こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査（令和5（2023）年）」。「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者（16～29歳）の割合（20.3%）

(2) こどもの健やかな成長のための支援

- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援するとともに、貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこどもを誰一人取り残さず、きめ細やかな支援や合理的配慮を行うことが求められています。

- アンケート調査結果では、約8～9割のこども（小5・中2）・若者（15～39歳）が「生活に満足している」と感じています。
- 一方で「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う保護者は、約4～5割にとどまっています。国の調査結果（30.9%）※2より高い数値となっていますが、こどもの健やかな成長のため、切れ目のない支援を充実させていくと同時に、より多くの保護者にそのような支援を実感してもらうことが重要であると考えられます。
- 児童虐待に関する相談や養護相談などのこどもに関する様々な相談の受付件数は、増加傾向にあります。また、アンケート調査結果にて、『『ヤングケアラー』に当てはまると思う』と回答したこども（小5・中2）・若者（15～39歳）もあり、困難な状況に置かれているこどもの支援が喫緊の課題であると考えられます。
- こども達が引き続き満足した生活を送ることができるよう社会全体で支えるとともに、困難な状況に置かれているこどもや家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した、誰一人取り残さない、きめ細やかな支援を進めることが必要だと考えられます。
- 保護者が育児と仕事との両立に悩むことなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように支援していくことで、こどもの健やかな成長につなげることが必要だと考えられます。

※2 こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査（令和5（2023）年）」。「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人（16～49歳）の割合（30.9%）

(3) 結婚、子育ての希望を叶え、こどもを安心して産み育てられる環境づくり

- 結婚や子育てを望む人が、それぞれの希望を叶えられるよう、妊娠後やこどもが生まれた後の支援だけでなく、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援も行うことにより、若い世代や子育て当事者の生活の基盤の安定を図ることが求められています。
-
- アンケート調査結果では、「将来結婚したい」と思う若者（15～39 歳）が 76.1%となっており、理想のこどもの人数は、若者（15～39 歳）及び保護者ともに「2 人」が最も多く、次いで「3 人以上」となっています。また、「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人は、約 4 割となっており、国の調査結果（27.8%）※3 より高い数値となっています。
 - 一方、本町の婚姻数は減少傾向にあり、また、出生率は国や福岡県よりも低い状態が続いています。これについて、アンケート調査結果をみると、出産・子育て・教育に関する経済的負担の解消や保育所をはじめとするこどもを預けるサービスの充実、こどもや保護者が集まれる場所の整備などの意見が多く見られ、若い世代や子育て当事者に必要な環境づくりが求められています。
 - 「こどもまんなか社会」を実現することは、こどもの尊厳が大切にされ、こどもが自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになるだけでなく、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながります。
 - その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。
 - 若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望が叶えられるよう、家庭や地域、職場において、子育てへの理解が深められるとともに、安心と喜びを持ってこどもを産み育てることができるよう、環境づくりを進める必要があります。

※3 こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査（令和 5（2023）年）」。「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人（16～49 歳）の割合（27.8%）